

### 令和4年における送検状況について

～ 66 件の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送検～

大阪労働局（局長 木原 亜紀生）は、令和4年（1～12月）の送検状況（大阪労働局及び管下13の労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したものを）を以下のとおり取りまとめた。

送検件数	66 件	（対前年比	- 12 件	- 15.4%）
法令別件数				
労働基準法等違反	26 件	（対前年比	- 4 件	- 13.3%）
労働安全衛生法違反	40 件	（対前年比	- 8 件	- 16.7%）

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検している。今般、大阪労働局における令和4年の送検状況を取りまとめたものである。

#### 労働基準法第102条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

## 1 概要

### (1) 送検件数 [表1参照]

令和4年の送検件数は66件で、前年の78件から12件(15.4%)減少した。

### (2) 法令別件数 [表1参照]

- ・ 法令別の送検件数は、労働基準法及び最低賃金法違反に係る事件(以下「労働基準法等違反事件」という。)が26件、労働安全衛生法違反事件が40件である。
- ・ 前年と比較して労働基準法等違反事件は4件(13.3%)減少し、労働安全衛生法等違反事件の件数は8件(16.7%)減少した。
- ・ 労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「定期賃金の不払」が13件、「その他」が6件、「賃金不払残業(サービス残業)」が4件、「労働時間・休日等」が3件となっている。
- ・ 労働安全衛生法違反事件の内容別では、「機械等危険防止」が14件、「墜落等危険防止」が8件、「労災かくし」が7件、「作業主任者の選任等」が5件、「その他」が4件、「就業制限」が2件となっている。

### (3) 業種別件数 [表2参照]

業種別では、建設業が19件で最も多く、続いて製造業が17件となっている。

### (4) 端緒別件数 [表3参照]

捜査を開始する端緒は、労働基準法等違反事件では26件中20件が告訴・告発によるものである。

労働安全衛生法違反事件では、40件中23件が、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものである。

送検件数全体では、告訴・告発を端緒とするものは21件(約32%)である。

### (5) 強制捜査件数 [表4参照]

証拠隠滅等のおそれのある場合、その収集等のため裁判所の令状に基づき捜索、差押、記録命令付差押、検証及び逮捕等の強制捜査を実施している。

令和4年に送検した事案のうち強制捜査を実施した件数は9件である。

## 2 今後の方針

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、違法な長時間労働を繰り返す企業や法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては、司法警察権限を積極的に行使するとともに、厳正に対処することとしている。

表 1 法令別件数

		令和2年	令和3年	令和4年(前年比)
送検件数		86 100%	78 100%	66 (-12) 100%
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	14	13	13
	解雇 (労働基準法第20条)	0	1	0
	賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条)	2	0	4
	労働時間・休日等 (労働基準法第32条、34条、35条等)	4	13	3
	その他	15	3	6
	計	35 41%	30 38%	26 (-4) 39%
労働安全衛生法違反	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	18	19	14
	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	1	5	5
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条)	10	10	8
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	9	5	7
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	2	3	2
	その他	11	6	4
	計	51 59%	48 62%	40 (-8) 61%

注1:主たる送検条文により集計。

注2:法令ごとの主な司法処分事例は別添のとおり。

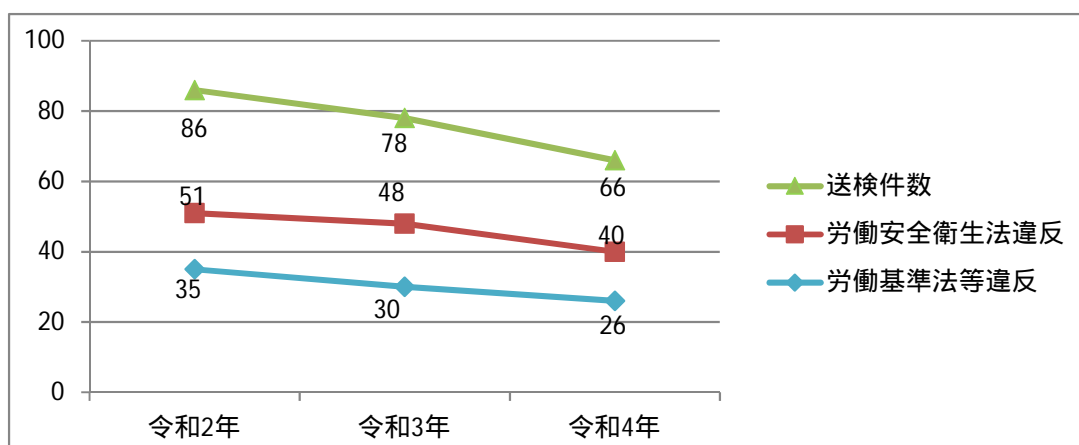


表 2 業種別件数

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
製造業	22 26%	19 24%	17 26%
建設業	27 31%	21 27%	19 29%
運輸交通業	4 5%	6 8%	6 9%
商業	11 13%	7 9%	3 5%
接客娯楽業	4 5%	7 9%	1 2%
その他	18 21%	18 23%	20 30%
送検件数	86 100%	78 100%	66 100%

表 3 端緒別件数

	令和 2 年			令和 3 年			令和 4 年			
	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計	
告訴・告発	21	1	22	10	0	10	20	1	21	32%
告訴・告発以外	14	50	64	20	48	68	6	39	45	68%
(うち、重大な労働災害)	(1)	(32)	(33)	(4)	(32)	(36)	(0)	(23)	(23)	37%
送検件数	35	51	86	30	48	78	26	40	66	100%

表 4 強制捜査件数

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
送検件数	86 100%	78 100%	66 100%
強制捜査(搜索、差押等)件数	11 13%	21 27%	9 14%

当該年において送検した事件に関する件数である。

## 令和4年 送検事例

### 労働基準法等違反事件の事例

#### 事例1 いわゆるサービス残業

大阪府中央区に本社を置いて、建設設計監理業を営む使用者が、労働者に対し、法定の労働時間を延長して労働させながら、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を所定支払日に支払わなかったもの。

(労働基準法第37条第1項)

#### 労働基準法第37条第1項

使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が1か月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

## 労働安全衛生法違反事件の事例

### 事例1 プレス機械に係る安全対策を講じていなかったもの

大阪市東淀川区において、打抜・プレス加工金属製品の製造及び販売を営む事業者が、労働者にプレス機械を用いて作業を行わせるに際し、労働者の身体の一部がプレス機械に挟まれることを防止する安全囲い等を設けなかったもの。

(労働安全衛生法第20条第1号、  
労働安全衛生規則第131条第1項)

#### 労働安全衛生法第20条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

#### 労働安全衛生規則第131条

事業者は、プレス機械及びシヤー（以下「プレス等」という。）については、安全囲いを設ける等当該プレス等を用いて作業を行う労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じなければならない。ただし、スライド又は刃物による危険を防止するための機構を有するプレス等については、この限りでない。

## 事例2 墜落防止措置を講じていなかったもの

大阪市西淀川区において、土工事・コンクリート工事業を営む事業者が、7階建てマンション新築工事現場において、3階からの高さが約6.2メートルの5階の作業床の端で派遣労働者にコンクリート打設作業を行わせる際、墜落防止措置を講じていなかったもの。

(労働安全衛生法第21条第2項、  
労働安全衛生規則第519条第2項)

### 労働安全衛生法第21条

- 1 (略)
- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

### 労働安全衛生規則第519条

- 1 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

### 事例3 プレス機械作業主任者の職務を実施していなかったもの

大阪府堺市において、金属製品製造業を営む事業者が、労働者に動力プレスによる金属の加工作業を行わせるに当たり、プレス機械作業主任者にその職務である当該プレス機械の操作切替キースイッチのキーの保管を行わせなかったもの。

(労働安全衛生法第14条第1項、労働安全衛生法施行令第6条第7号、労働安全衛生規則第134条第3号)

#### 労働安全衛生法第14条

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けたものが行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

#### 労働安全衛生法施行令第6条

法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～六 略

七 動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業

八～二十二 略

#### 労働安全衛生規則第134条

事業者は、プレス機械作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一～二 (略)

三 プレス機械及びその安全装置に切替えキースイッチを設けたときは、当該キーを保管すること。

四 (略)



**事例 4** 使用停止を命令されている木材加工用丸のこ盤を使用して作業させたもの

大阪市平野区において、椅子の製造業を営む事業者が、

- ( 1 ) 労働者に木材加工用丸のこ盤で作業をさせるにあたり、歯の接触予防装置が設けられていないものを使用させた
- ( 2 ) 労働基準監督署長から労働安全衛生法違反があるとして木材加工用丸のこ盤の使用停止を命令されていたにもかかわらず、労働者に同木材加工用丸のこ盤を使用して作業を行わせた

もの。

(労働安全衛生法第 20 条、労働安全衛生規則第 123 条、  
労働安全衛生法第 98 条第 1 項)

**労働安全衛生法第 20 条**

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

**労働安全衛生規則第 123 条**

事業者は、木材加工用丸のこ盤(製材用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。)

には、歯の接触予防装置を設けなければならない。

**労働安全衛生法第 98 条**

都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、第 20 条から第 25 条まで、(略)の規定に違反する事実があるときは、その違反した事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を命ずることができる。

## 事例5 労災かくし

大阪府高槻市において、大工工事、仮枠工事、造作工事の各施工及び請負の事業を営む事業者が、高槻市内の会社倉庫で労働者が注油作業中に墜落し、休業4日以上を要する災害が発生したにもかかわらず、遅滞なく労働者死傷病報告書を所轄の茨木労働基準監督署長に提出しなかったもの。

(労働安全衛生法第100条、  
労働安全衛生規則第97条第1項)

### 労働安全衛生法第100条

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

### 労働安全衛生規則第97条

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。